

南砺市農業委員会第9回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6 年 3 月 5 日
- 2.開会時刻 令和 6 年 3 月 26 日 午後 1 時 53 分
- 3.閉会時刻 令和 6 年 3 月 26 日 午後 3 時 11 分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 18 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	欠
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 議案第 37 号 農地の非農地証明願いについて
 議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第 3 協議第 11 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

第4 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長	定刻より早いですが、本日ご出席予定の方全員が揃いましたので始めたいと思います。 本日は雨が降っておりまして足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。2月は毎日暖かく天気も良かったのですが、3月に入ったら雨ばかりになってしまいました。春の農作業もはじまっている頃かと思いますが、今日も慎重審議をよろしく願いいたします。 それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数は20名、18名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。 会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。
会長	年度末の大変お忙しい時期に、お集まりいただきましてありがとうございます。毎年4月の委員会は、異動があるので前倒しして3月中にさせていただいております。議案第38号に関しては、多少締めが早くなっている部分がありますが審議のほうお願いいたします。先ほど事務局長がお話しされたとおり2月はいい天気が続いて気温も暖かかったのですが、3月に入った途端に今日までほとんど雨で、4月を待たずに回復してほしいと思っていますところです。今日から徳田委員さんが新規に着任されたということで、2か月空いていましたが、これで全員揃ったということでよろしくお願いいたします。
会長	会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。
会長	本日の署名委員は17番委員18番委員の2名の方よろしく願いいたします。
会長	それでは議事に入ります。

議長 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 35 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 2 件の申請がありました。面積は 田 3,792 m² 畑 325 m² 計 4,117 m²です。

受付番号 1 番です。

譲受人さんは、〇〇〇〇さんで、申請地の隣にお住まいです。家庭菜園として利用するために譲り受けるものです。

受付番号 2 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、相続により申請地を取得されましたが、市外にお住まいで耕作できないため、地元の法人の代表者さんでもあります譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

全ての案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 36 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、田 2 筆 300 m² 畑 1 筆 2,000 m² 計 2,300 m²です。

住宅敷地	2 件	田 2 筆	300 m ²
蔵原新最終処分場建設事務所			3,477 m ² のうち
及び駐車場用地（一時転用）	1 件	畑 1 筆	2,000 m ²
計	3 件	3 筆	2,300 m ²

受付番号 1 番です。

譲受人〇〇〇〇は、昨年結婚し、現在は市外の賃貸アパートに居住しています。現在は夫婦 2 人ですが、子供が出来た際には、実家の両親の協力を得たいので、実家近くに自己所有の住宅を建築するための申請です。計画地に隣接する一般県道福野・城端線が都市計画道路として道路拡幅工事が数年後に行われる予定であるため拡幅により買収される予定のラインを考慮して後ろに下がった計画となっています。

農地区分は用途地域のため 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号 2 番です。

譲受人〇〇〇〇は、現在妻と二人暮らしですが、子供が出来たときに両親の協力が必要であり、また老後の両親の生活を支えていきたいという思いから実家の隣に自己所有の住宅を建てる計画を立てたものです。申請地に建っている農業用倉庫を改築して住宅を建てようと思っていたところ、地目が田のままであり、許可をとっていないことが判明しました。平成 6 年に亡くなったお父さんが農業用施設として利用していたものですが、集落営農となったことから利用することが少なくなり現在に至るものです。今回住宅として利用するにあたり、是正申請をするものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇株式会社は、砺波広域圏蔵原新最終処分場建設工事を請け負った施工業者さんで、工事を施工するうえで必要となる事務所用地及び駐車場として一時利用したく一時転用の申請をするものです。処分場の建設自体は砺波広域圏事務組合が行う本体事業なので、転用許可は不要なのですが、それに伴う現場事務所や駐車場は一時転用の申請が必要

となります。一時転用期間は令和 6 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日です。現況の地盤にシートを敷いて、その上に鉄板を敷いて駐車場とされるそうです。国道沿いに事務所を設置し奥に通勤作業車両 12 台、10 t ダンプ 15 台、計 27 台分の駐車場を設けるとのことです。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 37 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 37 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 1 件の申請がありました。
〇〇地域で 畑 1 筆 82 m² の申出がありました。
所有者は、近年相続されたそうなのですが、その中に全く意識をしていなかったということですが、資料の写真をご覧いただきますと分かりますように、畑でありながら立派なお墓が建っているということです。4 基くらいお墓が建っているのですが、その中で一番古い日付が表示されていたのが昭和 45 年 8 月とあったものですから、議案書にもそう表示させていただきました。場所も地元のお寺さんに向かって左側にある立派な墓地が広がっているところの入り口の部分でした。こちらのほうは、先日ちょうど研修のあった日の朝です

けれども、〇〇委員さんにお寒い中ご確認いただきましたのでご報告いただければと思います。

〇〇委員 今説明されたところの確認に行って来ました。墓地として歴史あるところですので、現状を確認してきたところです。

事務局 ありがとうございます。以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 37 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 38 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 3 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、212 件・760 筆の申請がありました。面積は、田 848,496.54 m² 畑 79,940 m² 計 928,436.54 m²です。

6 番は新規設定ということで、2 筆あるのですが、そのうちの 1 筆が今回の譲受人と仲間田になっているということで今回新規で預けることになったものと思われます。

9 番と 10 番ですが、どちらも新設定ということですが、9 番の農地と 10 番の農地が仲間田になっているということで、今回一体として新規設定となったものと思われます。

50 番は、田が細長く切られているということで、3 筆の仲間田のうちの 1 筆ということで 0 円設定になっているものと思われます。

59 番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新規設定となっております。

その中で 98 番は、お父さんから息子さんへということで 0 円設定になっているものと思われます。

99 番～120 番は、同じ法人に配分予定なのですが、その中で 99～100、106～109、118 番が 0 円設定となっています。どれも畑で変形田や進入路のないようなところで耕作しづらいところでした。どれも柿畑で管理のほうも不適切な状態ということで、柿自体が実るまでに時間がかかるということも含めて 0 円設定となっているものです。

207 番～212 番は市外の耕作者さんです。0 円とはなっていますが、実際は両者間で設定がなされているようにも聞いています。公社さん通しなのでここで記載するのはどうかということでここでは 0 円と表記されたものです。

流動化率は前回より微増の 62.14%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

続きまして、協議事項へ進みます。

議長

協議第 11 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 11 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

いよいよ南砺市も 6 年度から最適化交付金を受けるということで、その前段からも目標を立てて、年度の終わりには実績をみて、皆様方にも活動記録をまとめたものを配布するというのが一連の流れとなっています。ちょうど 1 年前はさらにその前段の指針というものを作りなさいということで、この 3 月の末のときには、この指針をお出しして本来はこの目標設定も 3 月中という指導があるのですが、間に合わなくて 5 月に設定と結果をご審議いただいた。今回は 3 月末にこの状態であげさせていただいているものでございます。ご存知のようにみなさまお顔触れがそろっていますが、今年度改選ということで R5. 7. 20 から満了は R8. 7. 19 と表記が前回と変わっています。2 番はセンサスからの数値なので変わっていませんが、今年度またセンサスがあるそうなので、もしかしたら皆さんのほうにお声掛けや調査員さんからのお問合せがあるかもしれません。その折にはよろしく願いますということだそうです。

認定農業者も現行のものを記載してあります。管内の農地面積も県から示された数値が入っています。とうとう集積率も目標の 80% を超えたということになっています。南砺市 80 に合わせたのは 2 年前だったかと思いますが今回超えておりますので、81% に設定させていただきました。遊休農地の解消は、昨年も農地パトロールに行っていましたけど、緑区分では 7. 8ha、黄色区分では 1. 3ha 増えたような状況でして、全体では、5. 5ha の 1 号遊休農地があるということを示しております。新規参入は 1 経営体、1. 2ha を耕作しておられるということです。活動の強化月間ということで、私は農地パトロールという意味でとりたいのですが、それとは別なんだと改めて言われまして、今年から期間を設けて一斉に行くと言うよりは、その期間で担当地区をパトロールしてくださいと前から申しておりますし、そのように予定をしているのですが、それとは別に見回りの強化月間を 2 月間設けなさいという指導がありまして、とりあえず 8 月前後でパトロールとすれば、もうちょっとあとにということでこういった表記になっています。これを頭の片隅に置いていただいて、秋が終わったところに見回り等していただくような形でご対応いただ

ければと考えています。最後、新規参入の相談会ということで、今年で4回目になりますマッチングツアーを7月～8月にかけて新規の方を募って開催したいと思っています。これは農政課農政係の担当になりますが、そういう計画であります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第11号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第10号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回21件の届出がありました。
面積は、田49,647㎡ 畑5,410㎡ 計55,057㎡です。
受付番号1番は、担い手を変更するために合意解約したものです。
受付番号2～3番も、担い手を変更するために合意解約するものです。
受付番号4～9番は、中間管理機構通しの契約に変更するために合意解約するものです。
受付番号10～19番は、中間管理機構通しにして担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 20 番は、所有者が家の裏の田でブルーベリーを栽培したいということで合意解約するものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

- ・都市計画審議会委員・総合計画審議会委員選出
- ・4/19 12月～3月までの報酬等支払予定
- ・R6 活動記録簿の冊子配布
- ・異動者挨拶

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 2 時から、場所は南砺市役所別館大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 11 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長